



富山県認定

MAKE
TOYAMA
STYLE
BEYOND CORONA, WITH US

富山県

リサイクル製品・エコ事業所 エコ・ステーション 申請募集中!!

公募期間 令和3年 1月18日(月)～令和3年 2月22日(月)

富山県では循環型社会づくりに向け、廃棄物を利用したリサイクル製品や、廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所、民間事業者等による資源物（古紙）の回収拠点を認定しています。

このたび、令和2年度の公募を次のとおり行いますので、奮ってご応募ください。

(平成29年度に認定されたリサイクル製品・エコ事業所の更新についても、同時に受け付けます。)

認定のメリット

県のホームページやパンフレット等でPRされるほか、下記のメリットがあります。

○リサイクル製品

- ・ 認定証が交付され、製品に「富山県認定リサイクル製品」の表示を行うことができます。
- ・ 県が発注する公共工事にて、優先的に調達されます。

○エコ事業所

- ・ 認定証と認定銘板が交付され、認定銘板を掲示することにより、環境に配慮する事業所としてアピールすることができます。

○エコ・ステーション

- ・ 認定証と認定銘板が交付され、認定銘板を掲示することにより、県の認定を受けた回収拠点としてアピールすることができます。

1 応募方法

所定の申請書を1月18日(月)から2月22日(月)までに、富山県環境政策課へ提出してください。

申請書は、富山県リサイクル認定制度のホームページからダウンロードできます。

<URL: <http://www.pref.toyama.jp/sections/1705/recycle1/>>

2 対象

リサイクル製品：原則として県内で発生する廃棄物を使用し、県内で製造加工されるリサイクル製品

エコ事業所：廃棄物の発生抑制や循環利用など、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組む事業所

エコ・ステーション：資源物（古紙）の回収に取り組む拠点

(とやまエコ・ストア制度の登録を受けた小売店舗が設置したものを除く。)

3 認定方法

「富山県リサイクル認定事業実施要綱」に基づき、学識者等からなる「富山県リサイクル認定検討会」の意見を聴き、知事が認定します。

4 認定の有効期間

リサイクル製品：3年間 エコ事業所、エコ・ステーション：5年間

※ 令和元年度より、エコ事業所の認定期間が3年間から5年間に変更になりました。

※ 期間中であっても、認定基準に適合しなくなった場合には、認定を取り消すことがあります。

お問い合わせ 富山県 生活環境文化部 環境政策課 廃棄物対策班
〒930-0005 富山市新桜町5-3 TEL 076-444-3140 FAX 076-444-3480